

## 生殖医療と家族援助

### ～果たして、不妊治療は全てのカップルに解放されたか～

荒木晃子

#### 保険適用で解決しないこと

前号で、保険適用がスタートした不妊治療（人工授精・体外受精・顕微授精）をためらわず受診する 20 代カップル、自己卵子・自己精子による妊娠・出産を目指す 40 代カップルに起きるであろう懸念を整理した。保険適用により、これまでの高額治療費が一部を除き 3 割負担となり、若年層カップルにとっては経済的負担が減り利用しやすくなった。また、一定の条件付きとはいえ、女性の年齢が 43 歳、もしくは 46 歳であっても適用範囲での治療が可能であることが表面化し、「年齢が原因であきらめる」カップルは減少傾向にあると推察する。

不妊治療の入り口が緩和されたとはいえ、不妊検査の結果、自己卵子・自己精子による妊娠・出産が困難と診断された場合、年齢にかかわらず受診したカップルに次なる課題と問題が生じることを忘れてはならない。検査の結果次第では、入り口より出口に更なる困難が待ち受けている可能性が大きい。

出口にある 3 つの選択肢、①妊娠・出産、②里親・養子縁組、③子どもがいる/いないに拘らない生き方の検討、以外は、治療継続という出口のない状況が続く可能性が高い。検査結果如何では、生殖補助医療技術をもってすれば解決可能なケースもあり得る。しかし、いずれにしても不妊治療の保険適用では解決できない課題であり、同時に、第三

者の配偶子の利用ともなると社会的合意が必要とされる法的問題を伴う。

今号は、「不妊検査の結果で問題ないと診断された事実婚カップル」に不妊治療が解放されたことで起きていること、また、事実婚カップルのほかに「解放されることを望むカップル」に起きていることを取り上げる。

#### 事実婚カップルへの解放

保険適用によって、不妊治療は事実婚カップルを対象とすることが明文化され、これまで婚姻関係のある夫婦のみを対象としていた生殖補助医療が法的に婚姻関係のないカップルにも解放された。しかし実際には、これまでも不妊治療を受診する事実婚カップルは存在しており、医療現場では公的なガイドラインやルールのない状況下で施設ごとに対応してきた経緯がある。

一例をあげると、事実婚カップルの初診時にそれぞれ別のパートナーとの婚姻関係がない（単身である）ことの公的証明書の提出をもって、事実婚カップルを婚姻関係にあるカップル相当とする施設。また筆者の勤務する施設では、上の証明書提出に加え、不妊治療に入る前（検査前から検査終了まで）に、心理カウンセラーによるカップルカウンセリングを実施し、ふたりの関係性を確認、同時に妊娠・出産後に生まれた子どもとの戸籍上の親子関係を説明するほか、子どもが生まれることを前提としたカップルの対話を

心理カウンセラーが確認するなど、独自のガイドラインを設けている。ほかに、法的婚姻関係がないと受診を断る施設、ふたりの関係を確認せず患者の要望があれば肅々と治療を進める施設など、国内の生殖医療現場では事実婚カップルへの対応は施設ごとに異なっていた。その点では、今回、一定のガイドラインが提示されたことで、事実婚カップルへの対応が可視化され、新たな家族形態へ柔軟に対応できる医療体制が整ったといえる。

### 事実婚の定義とは？

「事実婚とは、婚姻届けを提出しない状態で、夫婦と同様の関係を有し共同生活を送るカップルを指す。実際に婚姻関係を結んでいる状態と認められれば、事実婚でも法律婚と同程度の権利が得られる場合もある」とは、ある弁護士の説である。

事実婚には、法律婚で得ることができる社会的保障、財産、金銭、相続などに公正証書の作成が推奨されており、子どもとの親子関係もその中に含まれる。したがって、生殖医療現場で事実婚の確認の際、カップルの関係性は重要なチェックポイントのひとつとなる。子どもが生まれることを目的とする医療の性質上、子どもとの親子関係に関する知識と認識、互いの同意、また、妊娠しても出産に至らない場合の合意と同意も不可欠である。互いが他に婚姻関係を持たないことは勿論、治療の結果、生まれてくる子どもとの親子関係に於いてもカップルの意思の確認は外せない要件となっている。

例外ではあるが、法律婚、事実婚に関わらず子どもを産むことを目的に、契約としてのカップル関係を結ぶ契約婚があることを、医療者は知り注意するとともに、そういったケースの事情や心情への留意を心がけたい。

### 事実婚カップル以外にも

まず、夫婦別氏制度を利用したカップルが不妊治療を受診したケースを紹介する。

夫婦別氏を選択するカップルの大半は、共に強い意思と信念がある場合が多いようである。仕事、家業、ジェンダー意識など理由は様々だが、一様にカップルの意思と同意に一点の曇りがないほどで、いずれのカップルもその信頼関係に疑う余地はなかった。また、夫婦別氏とは、戸籍上はどちらかの姓で婚姻届けが出されているため、医療現場に提出する保険証で法律上の婚姻関係があることは確認できる。よって、不妊治療の受診、保険適用の際に問題が生じる可能性はないに等しい。では、不妊治療する夫婦が別氏制度を利用することで、誰が何に不都合、不利益を被るのだろうか。夫婦別氏制度を利用し、結婚前の旧姓を使用し不妊治療する女性の語りを紹介する。

「結婚前に二人でどちらの姓を名乗るか時間をかけて話し合った。その結果、互いに結婚して名前が変わると業務上支障が出るし、これまで積み上げてきた実績にも不具合が生じる可能性があるため、私が旧姓を使用すると決めた。結婚後も旧姓を使用することが自分にとって自然体で生きることにつながっているし、パートナーも同じ気持ちでいてくれる。でも、子どもが生まれると、子どもとの生活が始まり、ママ友など人間関係や諸所の手続きが必要となる。子育ての環境のなかで両親の姓が違うことから、これまで経験したことのない問題や子どもの不利益が生じる可能性を考えると、この先、夫婦別氏制度を続けられるか自信はない。果たして、子どものために自分の信念を曲げる必要があるのかも疑問に思う。夫や義理の両親、さ

らに実家の両親までも、『子どものためには仕方がない。結婚しているのだから夫の姓に替えるしかない』と言う。夫まで、夫婦別氏で共に生きる約束を反故にしようとする。そんな彼に対して、不信、不満があり子どもを産むことに迷いが生じている。」そう語った女性は、このまま治療を続けるべきか、結婚生活を続けるべきかを悩んでいた。

法的婚姻関係のない事実婚や夫婦別氏制度を利用するカップルにとって、不妊治療は、妊娠・出産という医学的な解決を図るだけでなく、生まれた子どもとの親子関係に関わる新たな法的、社会的課題を生む。以上が、不妊治療が新しい家族形態に開放され、出産に至った親子に待ち受けている更なる課題である。

### 生殖における異性婚と同性婚

次に、異性婚と同性婚を検討する。

同性婚とは、女性と女性、或いは男性と男性による婚姻に準ずるカップル関係を示す呼称を表す。現在、国内では同性同士の婚姻は認められていないため、法的な婚姻関係はない。しかしながら現在、東京、大阪をはじめ各地で同性婚訴訟裁判の判決を待つ同性カップルの原告たちは、自分たちの関係は異性婚と同じであるため法的にも婚姻関係を認めて欲しいと訴えている。

事実婚は、法的婚姻関係がなくても不妊治療の保険適用は可能であるが、同じく法的婚姻関係のない同性カップルは、保険適用どころか不妊治療の利用も困難である。事実婚カップルも同性カップルも、カップルの強い意思と愛情でその関係を築いているのであって、その関係には疑う余地もない。事実婚カップルへの不妊治療の開放は、法的婚姻関係より、カップルの意思を尊重した子

どもとの家族形成の推奨と捉えることができないのではないだろうか。

一般に、事実婚は法律婚と同じ、戸籍上の男性と女性カップルをいう。mtF（出生時は男性で後に性別変更手術を行い戸籍変更をした）トランスジェンダー女性、或いは、ftM（出生時は女性で後に性別変更手術を行い戸籍変更をした）トランスジェンダー男性と、戸籍上性別の異なるパートナーとの婚姻関係は成立し、事実婚も可能である。ただし、両者・両カップルとも、自然生殖における必須条件が揃わないため、保険適用の範囲で不妊治療は利用できない。彼らが子どもを望めば、不妊治療の出口の先に待つ、第三者配偶子による生殖補助医療、もしくは代理出産の利用を検討することになる。

不妊治療が保険適用になっても、生殖には精子・卵子・子宮の3つの要因が揃わなければ妊娠・出産に至らない。この点は、同性婚カップルと同じである。

ほかに、異性愛者で戸籍上は女性と男性カップルであっても、同性カップル、トランスジェンダーカップルと同様の生殖の条件を持つ場合がある。卵子がない女性、精子がない男性、子宮のない女性が、その条件に相当する。彼らは、保険適用の条件にも当てはまらず、トランスジェンダーでも、同性カップルでも事実婚でもないにもかかわらず、不妊治療を受診することさえかなわない現状を疑問に思う。

不妊治療の保険適用によって、一見全てのカップルに解放されたかに見える生殖医療現場には、双方が子どもを望んでも、未だ不妊治療にチャレンジすることさえかなわない多くの当事者カップルの存在を確認した。

（次号に続く）